

郡山市少年サポートチーム代表者会設置要綱

平成 27 年 1 月 16 日制定
平成 27 年 4 月 1 日一部改正
平成 28 年 4 月 1 日一部改正
平成 28 年 12 月 19 日一部改正
[学校教育部学校教育推進課]

(設置)

第 1 条 学校だけでは解決が困難な問題行動等に対して、関係機関が連携し、問題行動等の解決を図るため、郡山市少年サポートチーム代表者会（以下「代表者会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 代表者会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) セーフコミュニティの取り組みの一環として、問題行動等について関係機関の共通理解を図り、PDCA サイクルを生かした取り組みを推進すること。
- (2) 問題行動等の解決、再発防止に向け、関係機関の迅速な連携のあり方、機能を生かした役割について検討すること。
- (3) 虐待やDV等が関係する事案について、郡山市要保護児童対策地域協議会との連携を図ること。
- (4) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織及び運営)

第 3 条 代表者会の構成機関は、別表のとおりとする。

- 2 代表者会に座長を置き、構成員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、代表者会を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 代表者会は原則として年 2 回以上開催するものとする。

(意見の聴取)

第 4 条 代表者会は、必要があると認めるときは、構成機関以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(少年サポートチームケース会議)

第 5 条 個別の問題行動等に関する具体的な支援内容等を検討し、解決、再発防止を図ることを目的として、個別の該当事案に直接関わりを有している別表に掲げる関係機関の実務担当者及び今後関わりを有する可能性のある関係機関等の実務担当者により、少年サポートチームケース会議（以下「ケース会議」という。）を開催する。

- 2 ケース会議は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 問題行動等の的確な実態把握と情報の共有化
 - (2) 問題行動等の迅速な解決、再発防止に向けた関係機関の役割分担
 - (3) 虐待やDV等が関係する事案について、郡山市要保護児童対策地域協議会との連携に関する事項
 - (4) その他教育委員会が必要と認める事項

(秘密の保持)

第 6 条 代表者会及びケース会議の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第 7 条 代表者会及びケース会議の庶務は、教育委員会事務局学校教育部学校教育推進課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、代表者会の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会が別

に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 19 日から施行する。

別表（第 3 条、第 5 条関係）

分野等		関係機関等
警察		福島県郡山警察署生活安全課
		福島県郡山北警察署生活安全課
福祉		福島県県中児童相談所
		郡山地区保護司会
		郡山市こども部こども支援課こども家庭相談センター
医療		一般社団法人郡山医師会
公衆衛生		郡山市保健福祉部保健所
法律		福島県弁護士会郡山支部
		福島地方法務局郡山支局
教育	学校	郡山市小学校長会
		郡山市小学校長会生徒指導部会
		郡山市中学校長会
		郡山市中学校長会生徒指導部会
	保護者等	郡山市 P T A 連合会
	教育委員会	郡山市教育委員会教育長
		郡山市教育委員会学校教育部学校管理課
		郡山市教育委員会学校教育部学校教育推進課
		郡山市教育委員会教育研修センター
		郡山市総合教育支援センター